

## 痴呆対策推進室の新設について

厚生労働省老健局計画課

1. これからの高齢者介護にとって、痴呆性高齢者対策が喫緊の課題であることから、新たに「痴呆対策推進室」を設置し、痴呆性高齢者対策の一層の推進を図ることとした。  
(平成 16 年 4 月 1 日設置)
  - ・老健局計画課に設置
  - ・体制: 室長以下 5 名
  - ・所掌: 痴呆性高齢者の支援に関する各種施策の企画立案及び調整
2. 設置の理由
  - これからの高齢者介護における最大の課題は痴呆性高齢者対策
  - 社会保障審議会介護保険部会において、痴呆性高齢者対策の必要性が指摘されている。
  - 要介護認定該当者のおよそ 2 人に 1 人、施設入所者の約 8 割が痴呆に該当。
  - 高齢者介護研究会の報告書「2015 年の高齢者介護」(2003 年 6 月)では、これからの高齢者介護は、痴呆性高齢者対策を標準にすべきとされている。
  - 痴呆性高齢者対策は、これまでも進められてきたが、本格的に推進するためには、専らこれに当たる組織が必要。
  - 今後、多岐にわたる痴呆性高齢者対策の一層の充実を図る。